便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月 国土交通省住宅局 参事官(建築企画担当)付





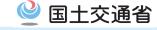
□ 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ----- P.2

□ 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び 誘導基準の見直し ------- P.26

■ 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し -- P.36

便所に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

【義務基準】便所の設置基準について(政令第14条第1項)



- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース 1 (標準的な場合)	ケース 2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		従業員専用階 従業員専用階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

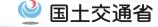
「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階(バックヤードのみの階など)は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい (例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

【義務基準】不特定多数の者等が利用する階から除外する階(政令第14条第1項)



- 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近接)にある階
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
 - ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階

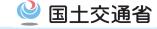
	ケース 1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ	便所を 設ける施設 近接 (更所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある 場合、それぞれが本要件に該当するものとする	び業員 専用 駐車場のみ 従業員 専用 ②	(4)** ※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難
階数	5	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	1 2	
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

「管理運営上やむを得ない階」の例

・・・不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

便所の箇所数の数え方について(政令第14条第1項、省令第9条第1項)



- 各便所設置階における便所の箇所数は、
 - ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする
 - ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする
 - ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①~③の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ	要女一組	便所の 箇所数 ※実践集 2 男女一組 ・ ※実数集 1 ・ 1
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	6 (内訳:①男女 5、②女子 1)	8 (内訳:①男女 1、②男子 3③女子 2、④共用 2)

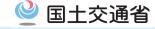
同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

- ・男女1組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所とする
- ・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所とする

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(政令第14条第2項)



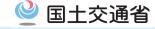
- **車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を**設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合

	ケース 1	ケース 2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース 4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の 設置イメージ	& in & in & in & in & in & in & in		(例) サービスエリアなど	& MI
不特定多数の者等が利用 する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の 必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用(又は女子用)の便所のみが設置されている階においては、男子用(又は女子用)の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(小規模階)



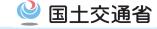
- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。
- なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便房の設置イメージ	400~599.8㎡/階 ・	600~799.8㎡/階	800~999.8㎡/階 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
延べ床面積	2,000~2,999㎡	$3,000{\sim}3,999$ m $$	4,000~4,999㎡
不特定多数の者等が 利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の 必要設置数	2以上	3以上	4以上

車椅子使用者用便房の設置位置

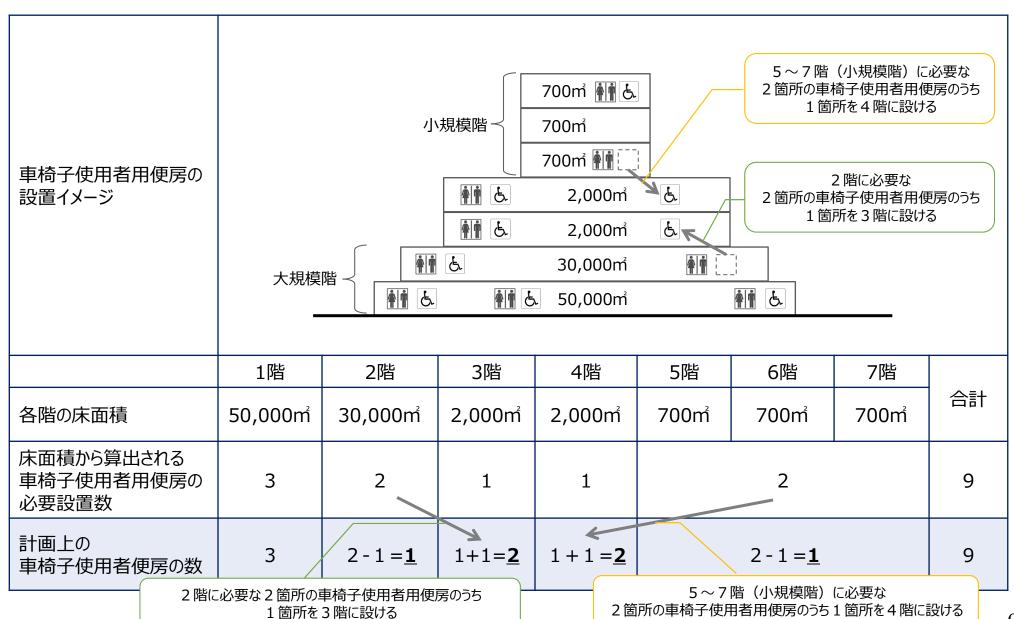
・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(大規模階)

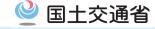


- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000m超の階(大規模階)を有する場合
 - ① 10,000㎡超~40,000㎡以下 2箇所以上
 - ② 40,000㎡超~ 20,000㎡毎に1箇所を追加
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース 1	ケース2		
車椅子使用者用便房の 設置イメージ	30,000㎡/階	70,000㎡/階		
各階の床面積から算定する 車椅子使用者用便房の 必要設置数	2	4		
当該階の 不特定多数の者等が利用する 便所設置数	2	3		
当該階に設ける 車椅子使用者用便房の 必要設置数	2以上	3以上		



【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(複数棟が立地する場合)

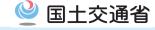


- 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、 これらをまとめて一の建築物として取り扱う。
- 同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建 築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

	ケース 1	ケース 2	ケース3	
建築物のイメージ	300ml 300m	300ml 300ml 300ml 300ml 1,500ml	300m ² 300m ³ 300m ³ 300m ³ 20,000m ³	
小規模階(1,000㎡未満) の必要設置数 (<u>小規模階の床面積合計</u>)	2 (300㎡×8= <u>2,400㎡</u>)	1 (300㎡×4= <u>1,200㎡</u>)	1 (300㎡×4= <u>1,200㎡</u>)	
大規模階(10,000㎡超) の必要設置数	-	-	2	
小規模階、大規模階以外の 必要設置数	-	2	1	
車椅子使用者用便房の 必要設置数	2	3	4	

[※] 当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。10

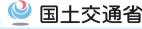
【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(複合用途の場合)



- 複合用途の建築物に設ける「不特定多数の者等が使用する便所」については、原則、各用途ごとに必要設置数を満たす必要がある。
- ただし、利用する用途に関わらず当該便所を常時利用できるような施設運用を行う場合には、便所は各用途 ごとではなく、共用して設置することができる。

	ケース (便所を常時共用			ケース 2 (時間によって共用しない便	所がある場合)
車椅子使用者用便房の 設置イメージ	物販店舗 飲食店			物販店舗	飲食店
用途	物販店舗	物販店舗		飲食店	
各階床面積	4,000㎡/階	4,000㎡/階		2,000㎡/階	
営業時間	10時~2	1時	_) 時~21時 時便所使用不可)	10時~23時 (閉店時便所使用不可)
不特定多数の者等が 利用する便所の 必要設置数	3以」		3以上	2以上	
+ l+ = /+ m +/ m /= -			9時~10時	3以上	_
車椅子使用者用便房の 必要設置数	3以上(設置位	置は任意)	10時~21時 3 J		以上
2 AMEXA			21時~23時	_	2以上

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(ツインタワーの場合) ^{🎱 国土交通省}



- 渡り廊下で連結している建築物の場合、渡り廊下で連結されているフロアについては当該フロア全体の床面積 に応じて車椅子使用者用便房の必要設置数を算定する。
- 渡り廊下で連結されていないフロアは、それぞれのフロアの床面積に応じて車椅子使用者用便房の設置数を 算定する。

車椅子使用者用便房の 設置イメージ	A棟 各階1,500㎡ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 6 1 6	渡り廊下 2階:300㎡ 各階1,500㎡ ・						
								_		
	1	階	2 階		3階	4	階	5	階	
	A棟	B棟	A棟	B棟	A、B棟	A棟	B棟	A棟	B棟	合計
各階の床面積	1,500㎡	1,500m²	1,500m²	1,500㎡	3,300㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	
床面積から算出される 車椅子使用者用便房の 必要設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

【義務基準】車椅子使用者用便房に係る移動等円滑化経路について(政令第19² 国土交通省

- 政令第19条第1項第1号に規定する「道等から利用居室までの移動等円滑化経路」については、地上階 又は直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、地上階~直上階(若しくは直下階)の上下移動 に係る部分の移動等円滑化は不要(=エレベーター等の設置が不要)である。
- 一方で、同項第2号に規定する「利用居室から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路」については、 例外なく上下移動に係る部分の移動等円滑化が必要(=エレベーター等の設置が必要)である。

	ケース 1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
車椅子 使用者 用便房 の設置 イメージ		高	居には、居には、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	2階に設けるべき車椅子使用者用便房を1階に設置	2階が「不特定多数の者等が利用する階から除外する階」に該当
エレベー ター等の 設置	要	要	要	不要	不要

「移動等円滑化経路」とは

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
- ・出入口や廊下等の幅、エレベーター等(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機)の設置等の基準を政令第19条で定める

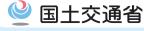
居

居 ・・・利用居室(不特定多数の者等が利用する居室)

-- ・・・道等~利用居室の移動等円滑化経路

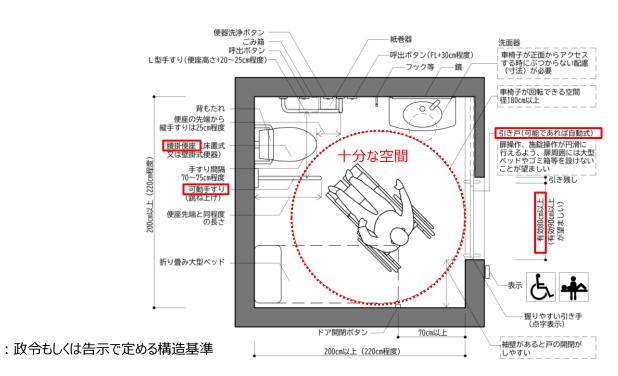
━━ ・・・利用居室〜車椅子使用者用便房の移動等円滑化経路

]・・・エレベーター等の設置が必要な上下移動に係る部分

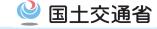


- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が 定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

<車椅子使用者用便房の設計例>



【義務基準】オストメイト用設備等を有する便房について(政令第14条第3項及び第4項)

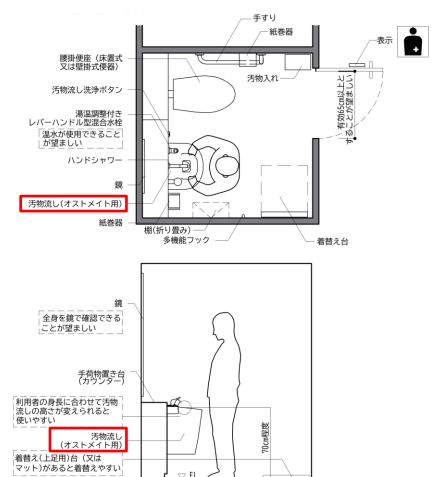


- 便所のうち 1 箇所以上には、オストメイト用設備(高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造 の水洗器具)を設けた便房を 1 箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置式小便器等を1箇所以上設ける。

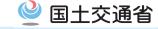


・・・・オストメイト用設備を設けた便房

<オストメイト用設備を設けた便房の設計例>



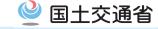
: 政令で定める構造基準

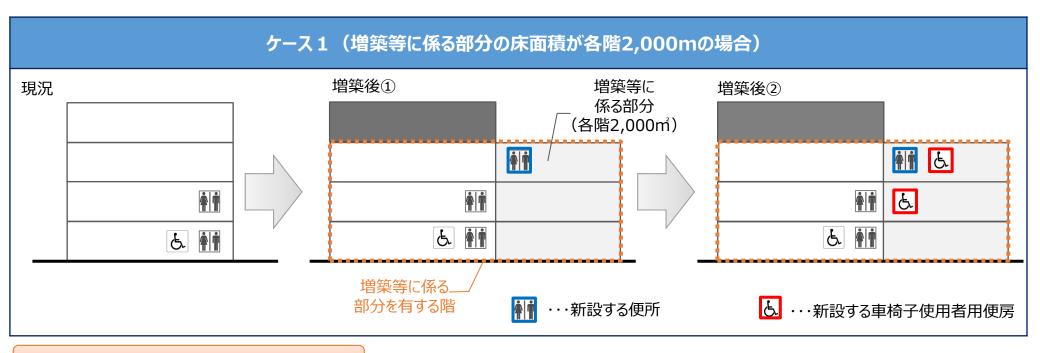


- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
 - ② 当該階の車椅子使用者用便房*の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び 不特定多数の者等が利用する便所(既存のものを含む)の箇所数を元に算定する。
 - ③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、 必要設置数を満たせばよいこととする。

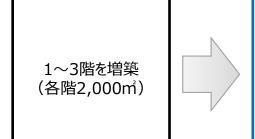
※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有 設ける	する階の数以上を	・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用 便房	増築等に係る部分を有 便所を有する階に基準		・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	甘淮にいった	基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った 数を設ける	駐車場全体で 1箇所以上を 設ける	・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。





車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



増築を行う階(1~3階)に基準を適用し、 増築を行う階の数(3)以上の

不特定多数の者等が利用する便所を計画※



既存の便所が2箇所あるため、

3-2=1箇所以上の

不特定多数の者等が利用する便所を新設



増築後の各階(1~3階)で 便所を設ける階に1箇所以上の 車椅子使用者用便房を計画*

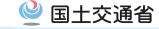


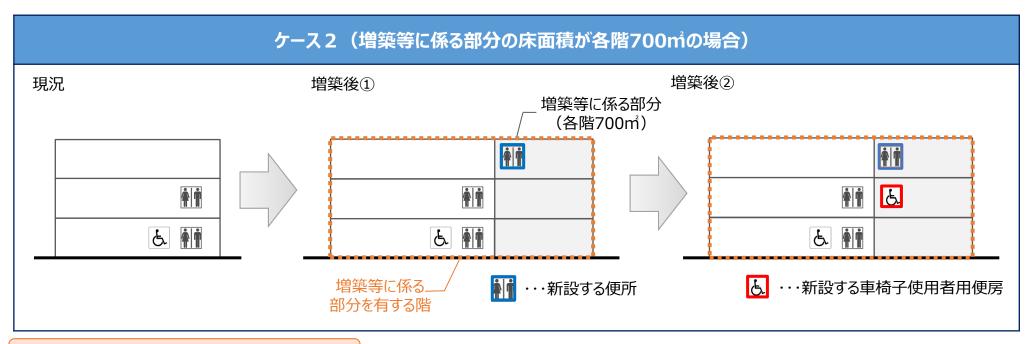
既存の車椅子使用者用便房が1箇所あるため、

3-1=2箇所以上の

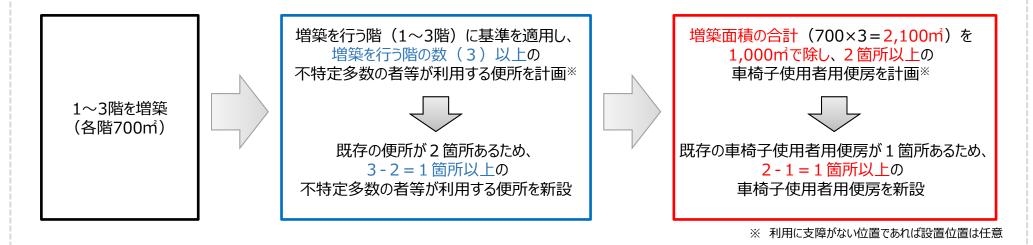
車椅子使用者用便房を新設

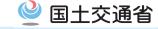
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

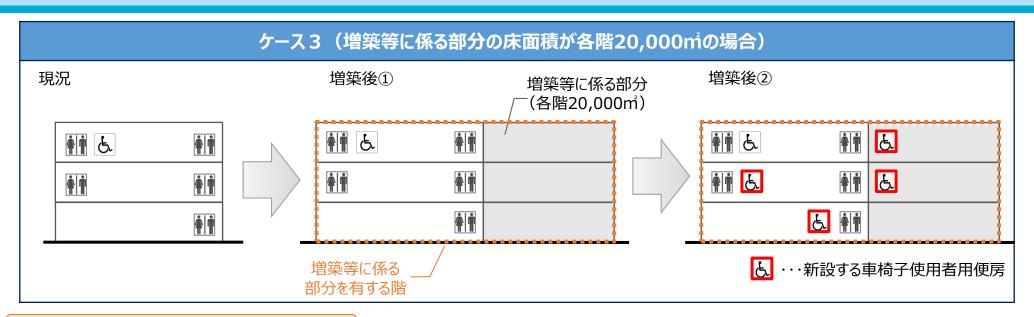




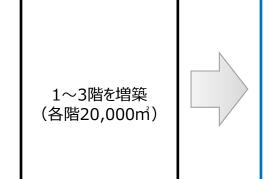
車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順







車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



増築を行う階(1~3階)に基準を適用し、 増築を行う階の数(3)以上の 不特定多数の者等が利用する便所を計画*



既存の便所が5箇所あるため、 不特定多数の者等が利用する便所の 新設は不要 各階の増築面積が20,000㎡のため、 原則各階に2箇所以上の 車椅子使用者用便房を計画[※]



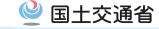
便所と既存の車椅子使用者用便房の数に応じ、 車椅子使用者用便房を新設する。

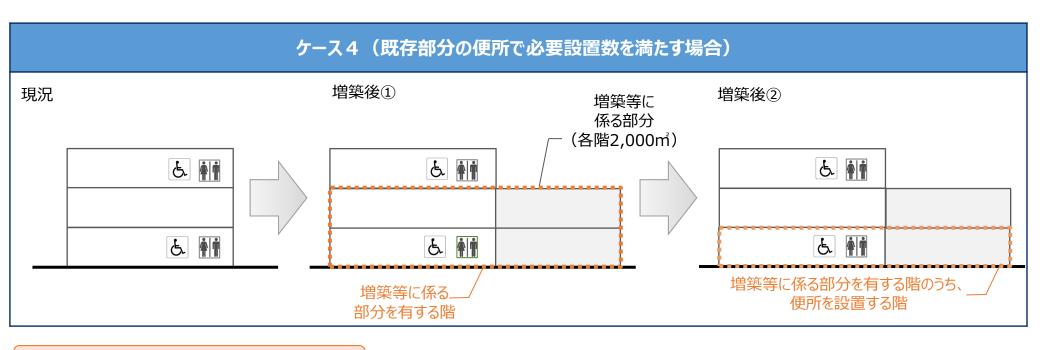
3階: 2-1=1箇所以上

2階: 2箇所以上

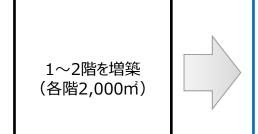
1階:1箇所以上(便所が1箇所のため)

※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意





車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



増築を行う階(1~2階)に基準を適用し、 増築を行う階の数(2)以上の

不特定多数の者等が利用する便所を計画※



既存の便所が2箇所あるため、 不特定多数の者等が利用する便所の 新設は不要



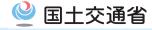
増築を行う階のうち、 便所を設ける1階に1箇所以上の 車椅子使用者用便房を計画*



既存の車椅子使用者用便房が2箇所あるため、 車椅子使用者用便房の新設は不要

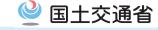
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)



	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する 車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定 多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用 する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階 から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明 記する。 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階へ の設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
-EULIDAY -		劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の 数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位 置及び構造	• 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別(ス タッキングチェアなど)及び位置を明記する。
劇場等の 客席	各階平面図	政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	・ 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以
	13 /10	政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動 等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の 構造	上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、 当該駐車場における駐車施設の総数)	• 不特定多数の者等が利用しない駐車施設(従業員用駐車施設 や公共用充電施設を有する駐車施設等)がある場合、その種類と 位置を明記する。
駐車場配置図	政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の 数、位置及び寸法		
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に 乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

【誘導基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(省令第9条第1項)



○ 車椅子使用者用便房は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1箇所以上を設ける。

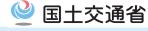
	ケース1	ケース 2	ケース3
車椅子使用者用便房の 設置イメージ			
多数の者が利用する 便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便房の 必要設置数	4	4	3

便所の数え方(再掲)

・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

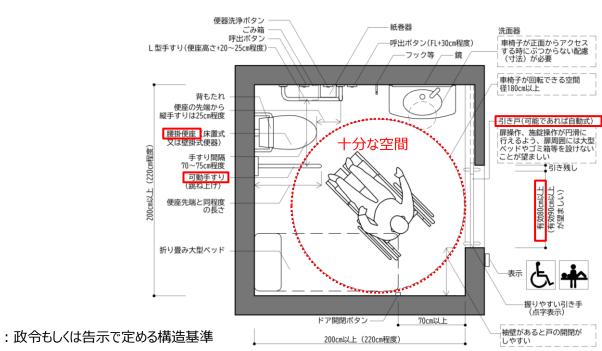
車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合(再掲)

- ・男子用、女子用それぞれに1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用(又は女子用)のみの便所が設置されている階においては、男子用(又は女子用)のみの車椅子使用者用便房とすることができる

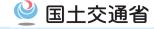


- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が 定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

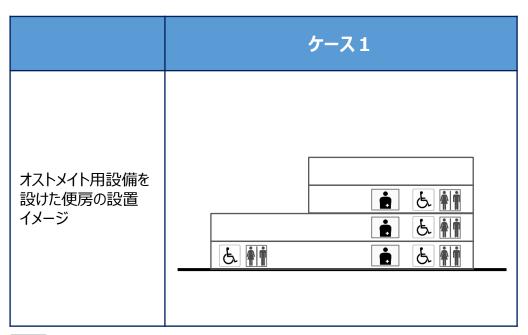
<車椅子使用者用便房の設計例>



【誘導基準】オストメイト用設備等を有する便房について(省令第9条第2項)



- 多数の者が利用する便所が設けられている階においては、便所のうち1箇所以上に、オストメイト用設備(高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具)を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所が設けられている階においては、便所のうち1箇所以上に、床置式小便器等を1箇 所以上設ける。



・・・・オストメイト用設備を設けた便房

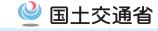
_____: 省令で定める構造基準

<オストメイト用設備を設けた便房の設計例>



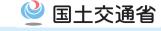


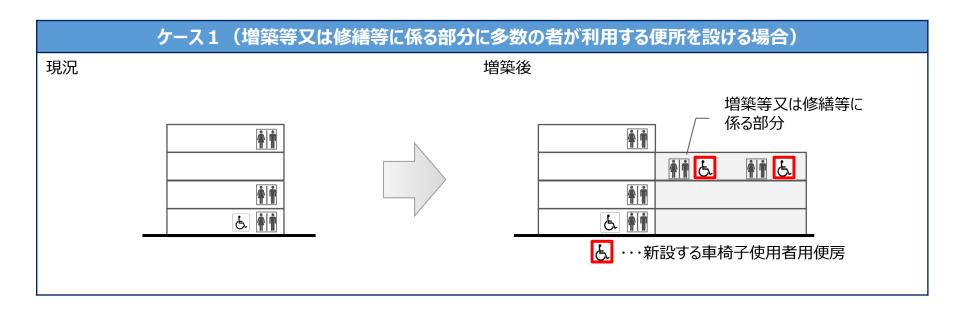
【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

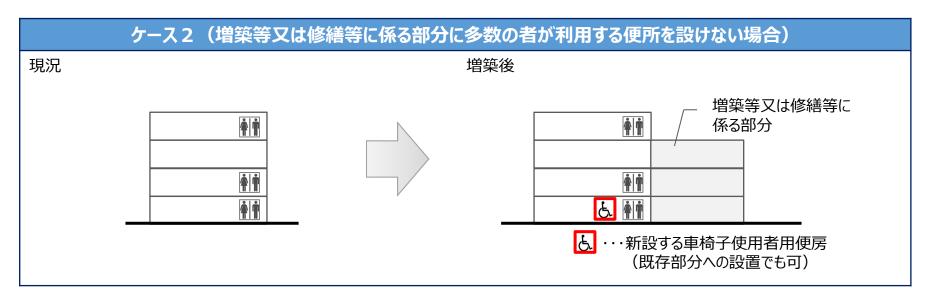


- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する便所を設ける場合、 当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1箇所以上設ける。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する便所を設けない場合、 車椅子使用者用便房を建築物全体で1箇所以上設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所		建築物全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の 基準を適用する。
客席	誘導基準への 適合が必要	1以上の客席に 2箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合(複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など)は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分 の基準を適用する。

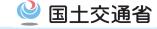




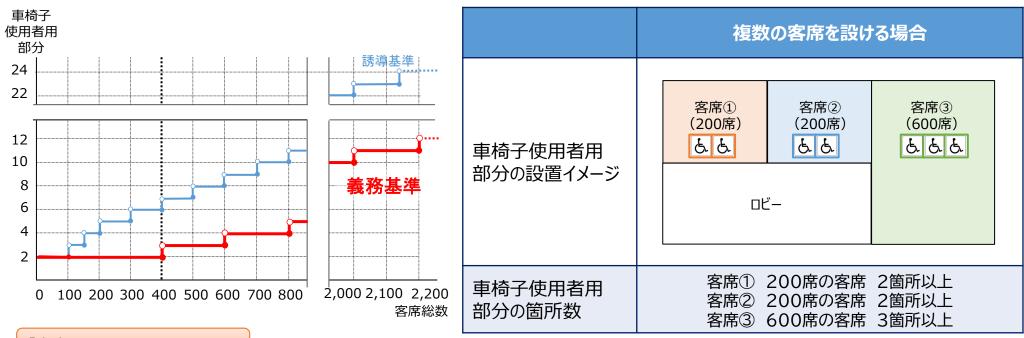


劇場等の客席に係る 義務基準の創設及び誘導基準の見直し

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)



- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 〇 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を 各客席に設ける。



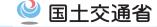
「客席」とは

・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室(空間)

「座席」とは

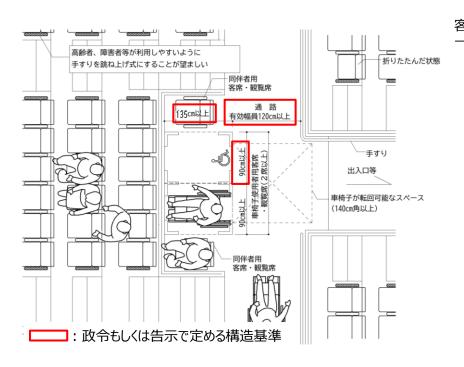
・床に固定された椅子を有する席(移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない)

【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について(政令第19条)

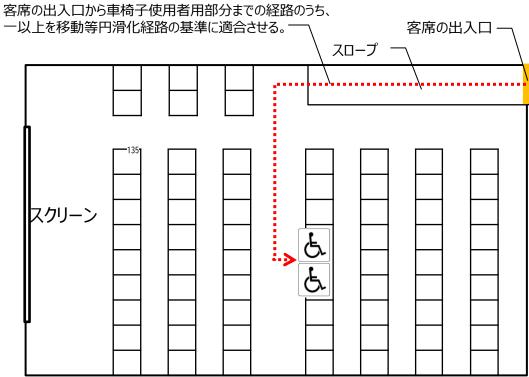


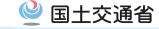
- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - 床は、平らとすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路(政令19条)とする。

<車椅子使用者用部分の設計例>



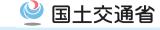
<車椅子使用者用部分までの経路のイメージ>

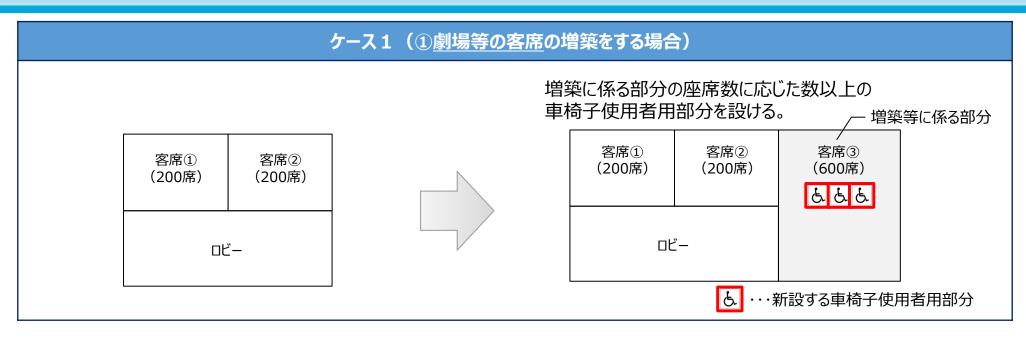


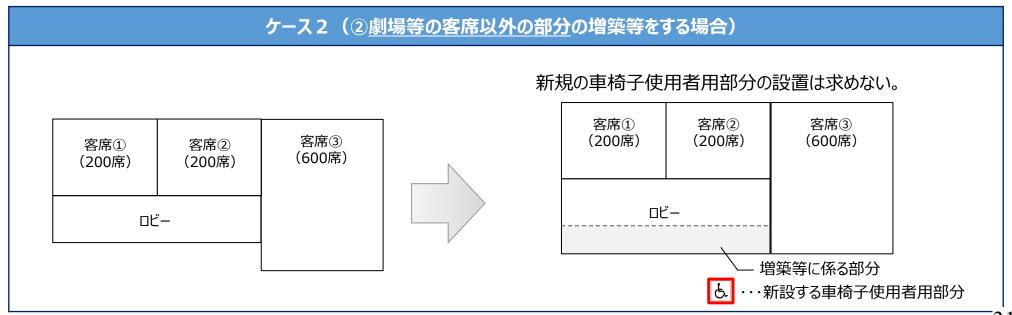


- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 劇場等の客席の増築等をする場合、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の 車椅子使用者用部分を設ける(既存部分への増設を含む)。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る改修は不要。

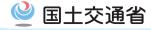
	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を 設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用 便房	増築等に係る部分を有する階で、 便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った 数を設ける	基準なし	劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で 1箇所以上を 設ける	・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。





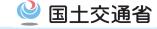


確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)



	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の 客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の 数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位 置及び構造	• 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別(ス タッキングチェアなど)及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	・ 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の 1 以
		政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動 等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の 構造	上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車 施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、 当該駐車場における駐車施設の総数)	不特定多数の者等が利用しない駐車施設(従業員用駐車施設 や公共用充電施設を有する駐車施設等)がある場合、その種類と 位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の 数、位置及び寸法	
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に 乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置基準について(省令第9条の2)



○ 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を 設ける。

座席の数が100以下の場合

座席の数が101以上200以下の場合

③ 座席の数が201以上2000以下の場合

④ 座席の数が2001以上の場合

2以上

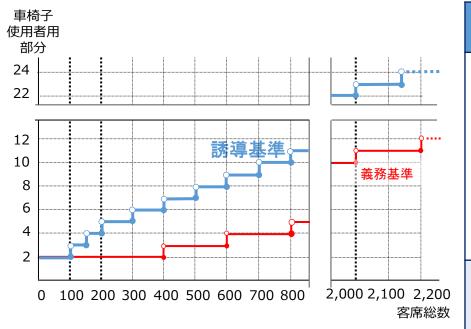
2%以上

1%+2以上

0.75% + 7以上

また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。

○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使 用者用部分を各客席に設ける。

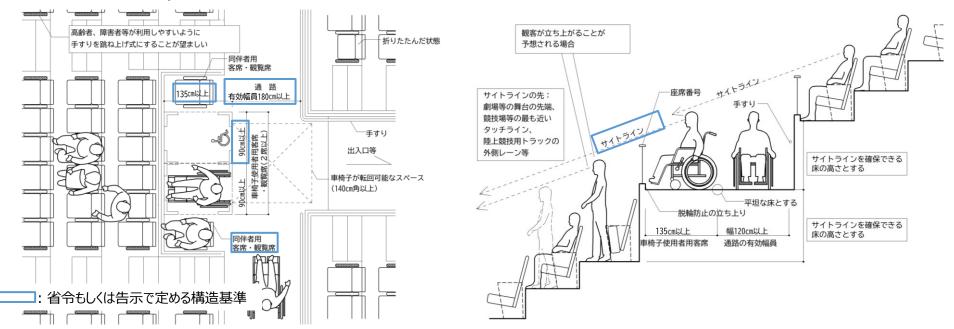


	複数の客席を設ける場合		
誘導基準適合 車椅子使用者用 部分の設置イメージ	客席① (100席) 客席② (150席) よよ よよよ ロビー よよ		
誘導基準適合 車椅子使用者用 部分の箇所数	客席① 100席の客席 2箇所以上 客席② 150席の客席 3箇所以上 客席③ 600席の客席 8箇所以上		

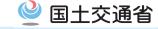
【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者用部分の構造について(省令第3条他) ^{🎱 国土交通省}

- 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - 床は、平らとすること。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
 - ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。
 - ・客席の総数が200を超える場合は、2 箇所以上に分散して設けること。
- 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者部分までの経路(車椅子使用者用経路)を廊下、 スロープ等の基準(省令第3条、第5条等)に適合させる。

<誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例>



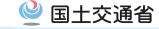
【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

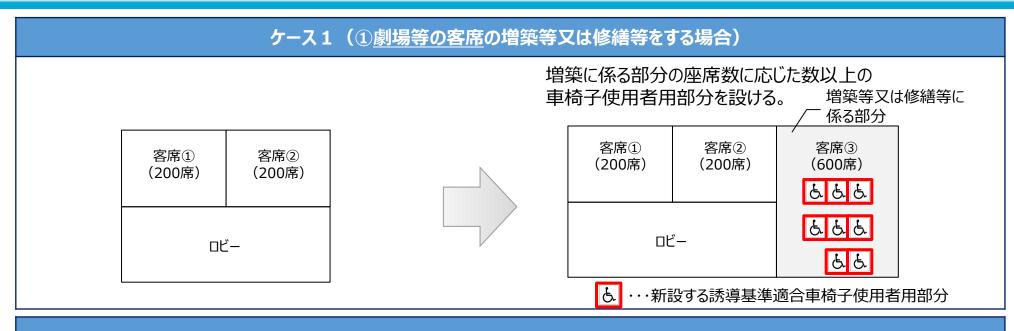


- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分の 座席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を 増築等又は修繕等に係る部分に設ける(既存部分への増設を含む)。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、 建築物全体で1以上の客席に2箇所以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所		建築物全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の 基準を適用する。
客席	誘導基準への 適合が必要	1以上の客席に 2箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合(複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など)は改修は不要。
駐車場	車場	駐車場全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)





ケース2(②劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合)

客席③ 客席① 客席② (600席) (200席) (200席) ロビー



1以上の客席に2以上の誘導基準適合 車椅子使用者用部分を設ける。※設置位置は任意



※客席と無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合、

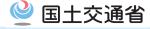
客席の改修は不要

Ġ

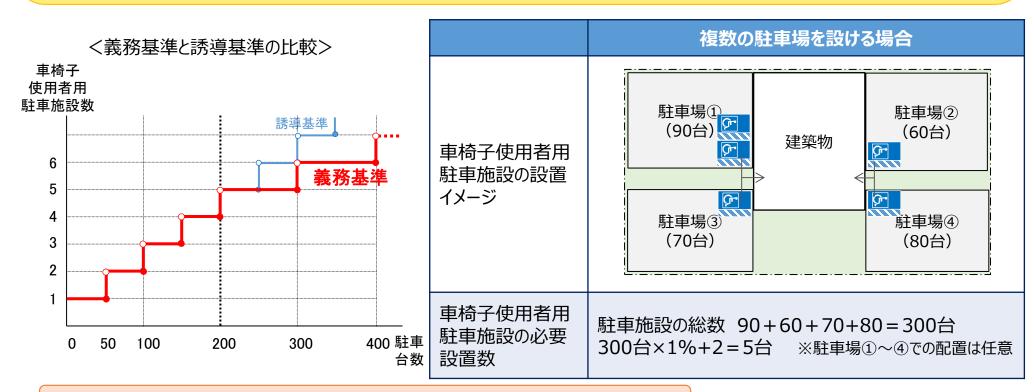
・・・新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

駐車場に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

【義務基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(政令第18条第1項)



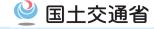
- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、<mark>駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用</mark> 者用駐車施設を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が200以下の場合 2%以上
 - ② 駐車施設の総数が201以上の場合 1%+2以上
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の 数を算定する。



「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

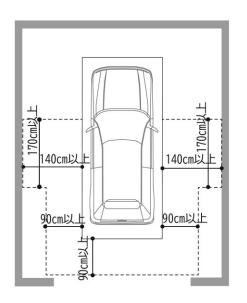
- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

【義務基準】機械式駐車場の取扱いについて(政令第18条第1項ただし書)



○ 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を 車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

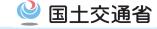
<車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例>



フルフラット化の例

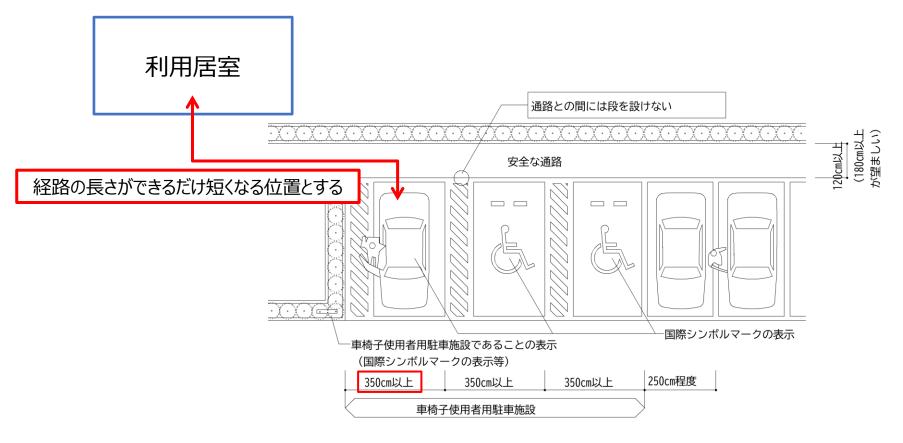


機械式は単場の例と			
複数(の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②	
車椅子使用者用 駐車施設の 機 駐車 (2	面駐車場 100台) 建築物 連場※ 20台) で使用者が円滑に自動車に乗降する可能な機械式駐車場	平面駐車場 (100台) 機械式 駐車場① (90台) 機械式 駐車場② (80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分が バリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する ことが可能な場所を設けない機械式駐車場	
100+2 車椅子使用者用 120台× 駐車施設の 必要設置数 車椅子便	設の総数 20=120台 <2%=3台 使用者用駐車施設の数 3+機械式20台 = > 3台	駐車施設の総数 100+90+80=270台 270台×1%+2台=5台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式①10台= 11台 > 5台	



- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 幅は、350cm以上とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

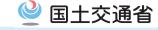
<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



: 政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象 者の情報提供などに取り組むことが重要。

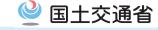
【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)

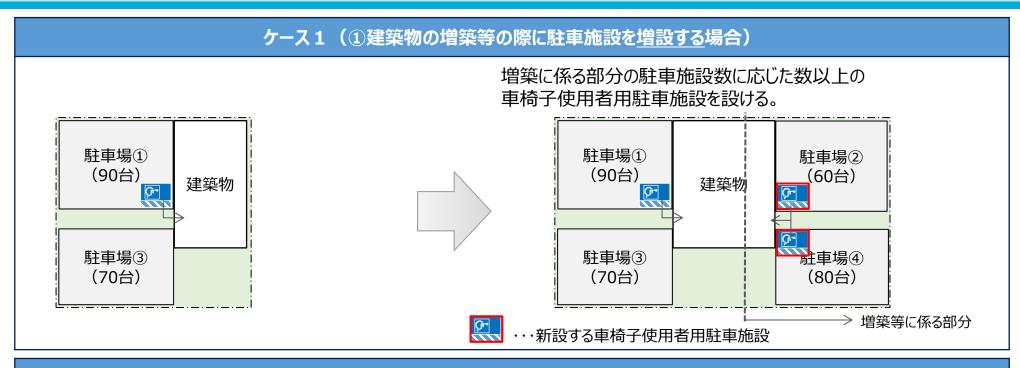


- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の<mark>駐車施設がある場合、増築等に係る部分の 駐車施設数に応じた数以上</mark>の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合、駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ③ 既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、 必要設置数を満たせばよいこととする。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を 設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用 便房	増築等に係る部分を有する階で、 便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った 数を設ける	基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で 1箇所以上を 設ける	・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

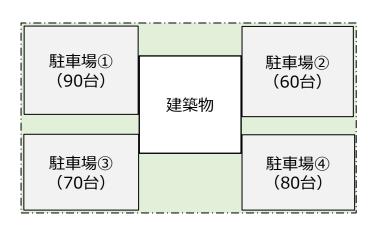
【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



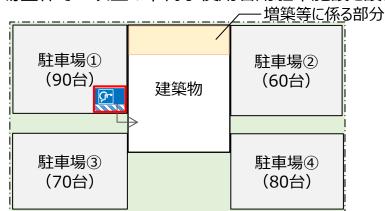


ケース2(②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



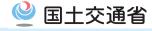




(C)

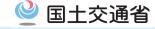
・・・新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①~④での配置は任意

確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)

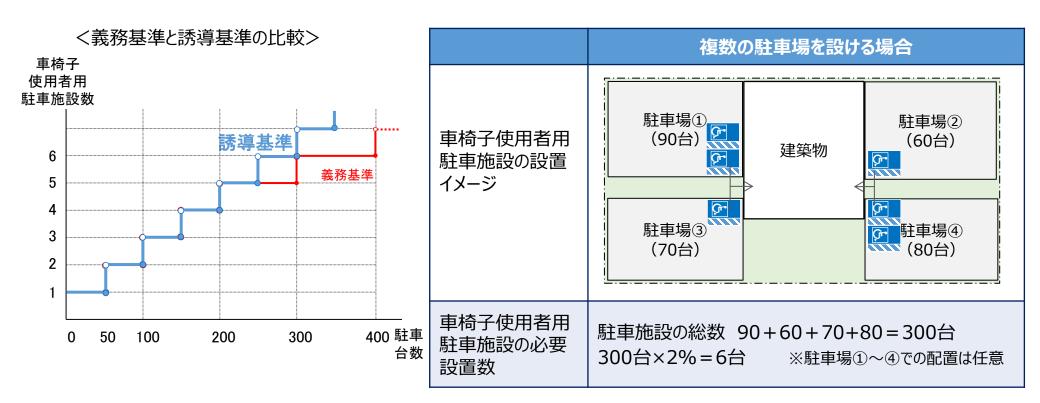


	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の 客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の 数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位 置及び構造	• 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別(ス タッキングチェアなど)及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以 上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾 斜路の構造を明記する。
		政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動 等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の 構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車 施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、 当該駐車場における駐車施設の総数)	・不特定多数の者等が利用しない駐車施設(従業員用駐車施設 や公共用充電施設を有する駐車施設等)がある場合、その種類と 位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の 数、位置及び寸法	
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	・機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとし て整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に 乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

【誘導基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(省令第12条)



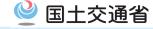
- 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の2%以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、<mark>駐車施設の総数</mark>に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数 を算定する。



「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

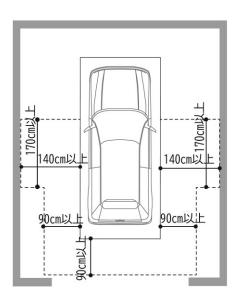
・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

【誘導基準】機械式駐車場の取扱いについて(省令第12条ただし書)



○ 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を 車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

<車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例>

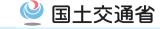


フルフラット化の例



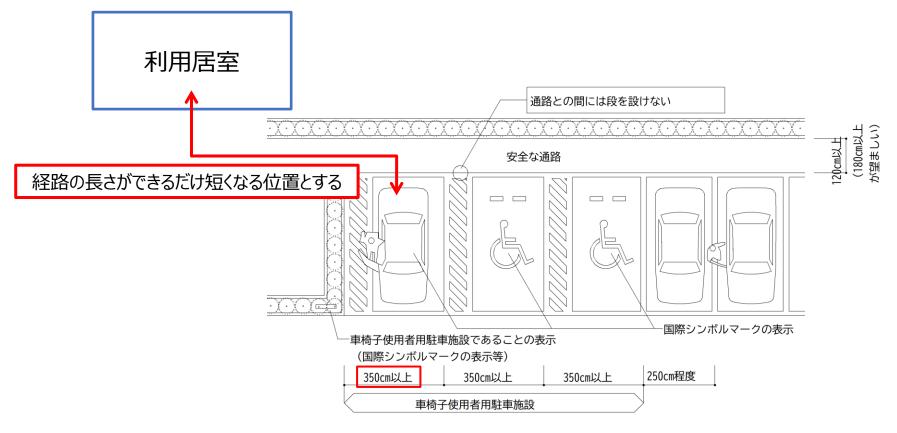
機械式は早場の物子			
	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②	
車椅子使用者用 駐車施設の 設置イメージ	平面駐車場 (100台) 機械式 駐車場* (20台) ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する ことが可能な機械式駐車場	平面駐車場 (100台) 機械式 駐車場① (90台) 機械式 駐車場② (80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分が バリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する ことが可能な場所を設けない機械式駐車場	
車椅子使用者用 駐車施設の 必要設置数	駐車施設の総数 100+20=120台 120台×2%=3台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式20台 = 21台 > 3台	駐車施設の総数 100+90+80=270台 270台×2%=6台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式①10台= 11台 > 6台	

(再掲)車椅子使用者用駐車施設の構造について(政令第18条第2項)



- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 幅は、350cm以上とすること。
- ・当該車椅子使用者施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

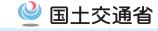
<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



: 政令で定める構造基準

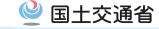
※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象 者の情報提供などに取り組むことが重要。

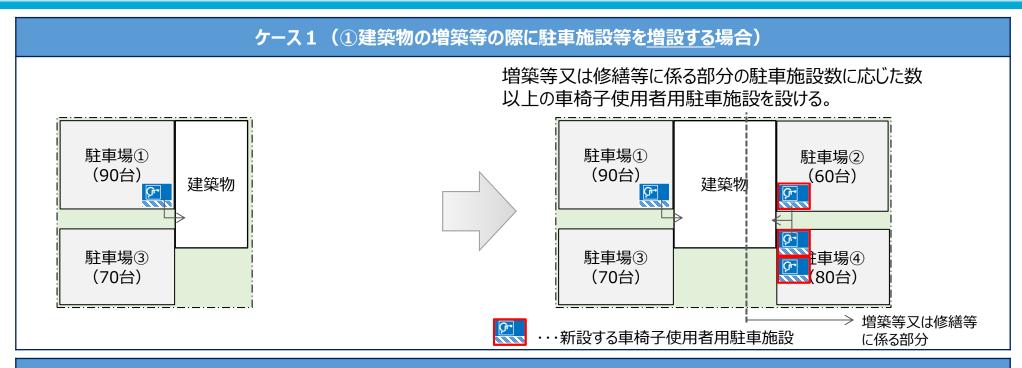
【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)



- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合、 増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の 車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける(既存部分への増設を含む)。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合、 駐車場全体で1箇所以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所		建築物全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の 基準を適用する。
客席	誘導基準への 適合が必要	1以上の客席に 2箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合(複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など)は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

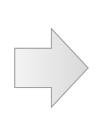




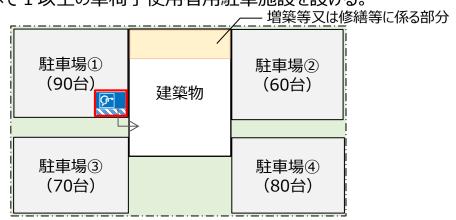
ケース2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

 駐車場① (90台)
 駐車場② (60台)

 駐車場③ (70台)
 駐車場④ (80台)

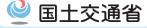


全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



E

・・・新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①~④での配置は任意



改正の概要、条文の新旧対照表など、今般の改正についての情報は、以下をご参照ください。

国土交通省HPホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築>建築物におけるバリアフリーについて>トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正について(令和7年6月1日施行)https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku house fr 000049.html